

# 情報あら

## 郵便等による不在者投票が変わります

公職選挙法の一部が改正され、郵便等による不在者投票について、その対象が拡大されるとともに、『代理記載制度』が新たに創設されました。

### 1 郵便等による不在者投票の対象者の拡大

平成16年3月1日以降の選挙から、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に**要介護状態区分が要介護5**と記載されている方が、市町村選挙管理委員会に申請することにより新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。

### 2 郵便等による不在者投票における

#### 代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない方として定められた次の①と②に該当する方は、あらかじめ市町村選挙管理委員会の委員長に届け出た方に投票に関する記載をさせることができますようになりました。

- ① 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に**上肢または視覚の障害の程度が1級**である者として記載されている方
- ② 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に**上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで**である者として記載されている方

なければなりません。

## 選挙期日現在で 20歳に達する方

期日前投票は、期日前投票を行う時点で20歳に達していれば期日前投票を行うことができますが、選挙期日に20歳に達する方は、従来どおりの不在者投票を行っていただくこととなります。

## 従来の不在者投票は

名簿登録地の市町村の不在者投票は、原則として期日前投票に移

行しますが、名簿登録地の市町村以外の市町村や病院、老人ホームなどにおける不在者投票は今までどおり行われます。

## 期日前投票は いつから

公職選挙法の改正は、昨年12月1日から施行されていますので、今後、公示または告示される選挙から実施します。

なお、今年実施する選挙は、7月11日(日)(予定)に参議院議員通常選挙、8月8日(日)に登別市長選挙を行います。

## 選挙管理委員会からの お知らせ

### ◎投票所と投票区域が 変わります

選挙管理委員会は、関係町内会と協議し投票所と投票区域の見直しをしました。

これは、富岸地区の人口増加にともない、第14投票区(富岸青年会館)の有権者数が4千人を超えたことから、投票事務に万全を期するため新たに投票所を新設し投票区域を二つに分けました。

また、鷺別地区の第18投票所(リリー文化幼稚園)を第16投票所(鷺別公民館)と統合するなど、投票区域を大きく見直し、第3投票所を『登別大谷高校』から『老人憩の家緑寿の家』に変更しました。

詳しくは、広報のぼりべつ6月号でお知らせするほか、投票所入場券を発送する際、変更される地域には、各戸別に封書でお知らせします。



## 期日前投票の立会人を 募集します

選挙管理委員会は、選挙に係る期日前投票の立会人を募集します。

応募された方は、選挙管理委員会でご名簿に登録します。期日前投票前にご都合を確認し、日程調整をした上、改めて立会をお願いいたします。

▼**応募資格** 市内に住所を有する選挙権のある方

▼**立会人期間**

・参議院議員通常選挙：6月25日(金)～7月10日(土)

・登別市長選挙：8月2日(月)～7日(土)

※期間中に立会をする人数は各日2人ずつです。

▼**立会時間** 8時30分～20時

▼**報酬** 日額9千600円

▼**内容** 投票事務の公正な執行の監視など

▼**応募方法** 5月31日(月)までに電話などで、住所、氏名、生年月日、連絡先をお知らせください

問い合わせ

選挙管理委員会  
事務局

(☎)9143